● 宅地建物取引業の廃業の概要と手続の流れ（愛知県知事免許の場合）

● 廃業等届出書の様式の入手と記入

廃業等届出書の様式は、都市総務課建設業・不動産業室又は宅建取引業保証協会の窓口で交付を受けるか、建設業・不動産業室の Web ページから様式データをダウンロードして入手してください。

↓

● 添付書類の収集

交付を受けている宅地建物取引業免許証の他、廃業の理由ごとに必要な添付書類を揃えてください。

↓

● 窓口への提出

作成した廃業等届出書と添付書類を、都市総務課建設業・不動産業室窓口へ提出してください。提出の際は、あらかじめ提出書類一式について副本（コピーで可）を作成し、正副２部お持ちください。

法務局に営業保証金の供託を行っていた業者

↓

● 廃業の公告

愛知県第一官報販売所にて、官報に廃業の公告を登載するよう申請してください。

・愛知県第一官報販売所

↓

● 営業保証金取りもどし公告届

官報に廃業の公告が登載された後、その官報の写しを添えて、営業保証金取りもどし公告届を都市総務課建設業・不動産業室に提出してください。

↓

● 債権の申出のない証明願

公告期間（６か月）満了後、その官報の写しを添えて、債権の申出のない証明願を２部都市総務課建設業・不動産業室に提出してください。

↓

● 供託金の取り戻し

債権の申出のない証明書の交付を受けた後、供託先の法務局にて、供託してあった営業保証金の取り戻しを申請してください。

宅地建物取引業保証協会会員であった業者

↓

● 宅地建物取引業保証協会の退会

所属の宅地建物取引業保証協会に、廃業の報告をして下さい。各協会にて退会の手続を踏んでいただくこととなります。

↓

● 弁済業務保証金分担金の取り戻し

退会時に、供託してあった弁済業務保証金分担金の取り戻しを受けることとなります。

↓

● 廃業手続完了

以上で廃業の手続は完了です。